

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

長崎県の警察官のうち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第1項並びに国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）第19条第3項の規定により長崎県公安委員会が指定する警部以上の者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長崎県警察本部長の職にある者
- (2) 長崎県警察本部の生活安全部（地域課を除く。）、刑事部、交通部（交通規制課及び運転免許管理課を除く。）及び警備部（機動隊を除く。）に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 警察署（警務課及び地域課を除く。）に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

- 1 この規則は、組織的犯罪処罰法の施行の日（平成12年2月1日）から施行する。
- 2 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年長崎県公安委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則（平成14年長崎県公安委員会規則第23号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。